香川高等専門学校創造工学専攻委員会規程

平成21年10月１日制定

（趣旨）

第１条　この規程は，香川高等専門学校専攻科委員会規程第５条第１項の規定に基づき，香川高等専門学校創造工学専攻（以下「専攻」という。）の専攻委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　委員会は，専攻に関する次の各号に掲げる事項を検討し実施する。

一　専攻における教育課程の実施に関すること。

二　専攻における学生の履修・学位申請の実施に関すること。

三　専攻における学生の単位修得，履修コース修了に関すること。

四　専攻における入学者選抜の運営に関すること。

五　専攻の教育における点検・改善に関すること。

六　その他専攻の教育に関する必要な事項

（構成）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる者をもつて構成する。

一　専攻長

二　副専攻長

三　各学科から選出された各１名の特別研究Ⅱの指導教員（学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則第６条第３号に規定する指導教員）及び一般教育科から選出された１名の教員

四　学務課長

２　専攻長は委員会を招集し，議長となる。

３　専攻長に事故あるときは，専攻長の指名する者がその職務を代行する。

４　必要に応じて，第１項以外の者を加えることができる。

（事務）

第４条　委員会の事務は，学務課において処理する。

附　則

この規程は，平成21年10月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成28年５月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成30年５月24日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年５月15日から施行し，令和７年４月１日から適用する。